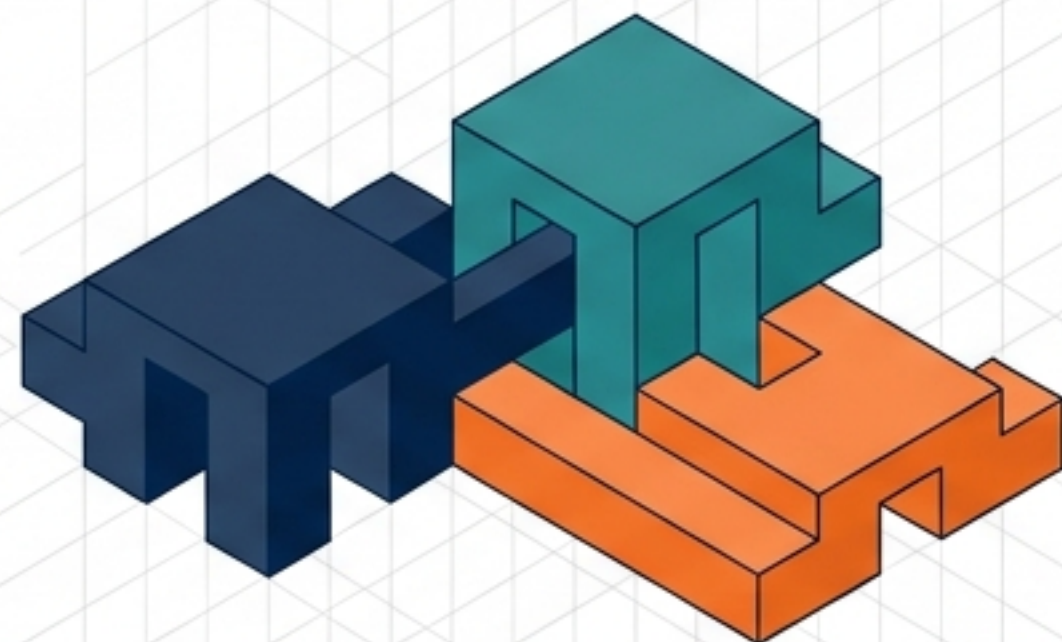


知財業務におけるAI活用の業務設計論

Can / Trust / Own によるアーキテクチャの構築



『AIを使うか使わないか』という二元論は、知財業務の現場では機能しない。

AI利用

YES

NO

2023年のAI関連発明の
国内出願件数は約
11,400件、
AIコア発明は約
2,400件
に到達（特許庁調べ）。
AIはすでに知財の対象
であり、業務遂行の
インフラである。



知財が扱う情報は、
未公開発明、他社との
交渉、営業秘密を含む。
単なる「最後に人間が
確認する」という
抽象的なルールでは、
現場は実証実験から
抜け出せない。

問うべきは 
「どの業務の、
どの判断までを、
どの条件の下で
任せるか」である。



知財判断のプロセスを分解し、三つの評価軸で『任せられる範囲』を設計する。

Pillar 1: Can (実行能力)

その業務はAIが実行可能か。
モデル性能だけでなく、入力
情報、検索DB、権限、監査ロ
グを含めた「環境」の評価。

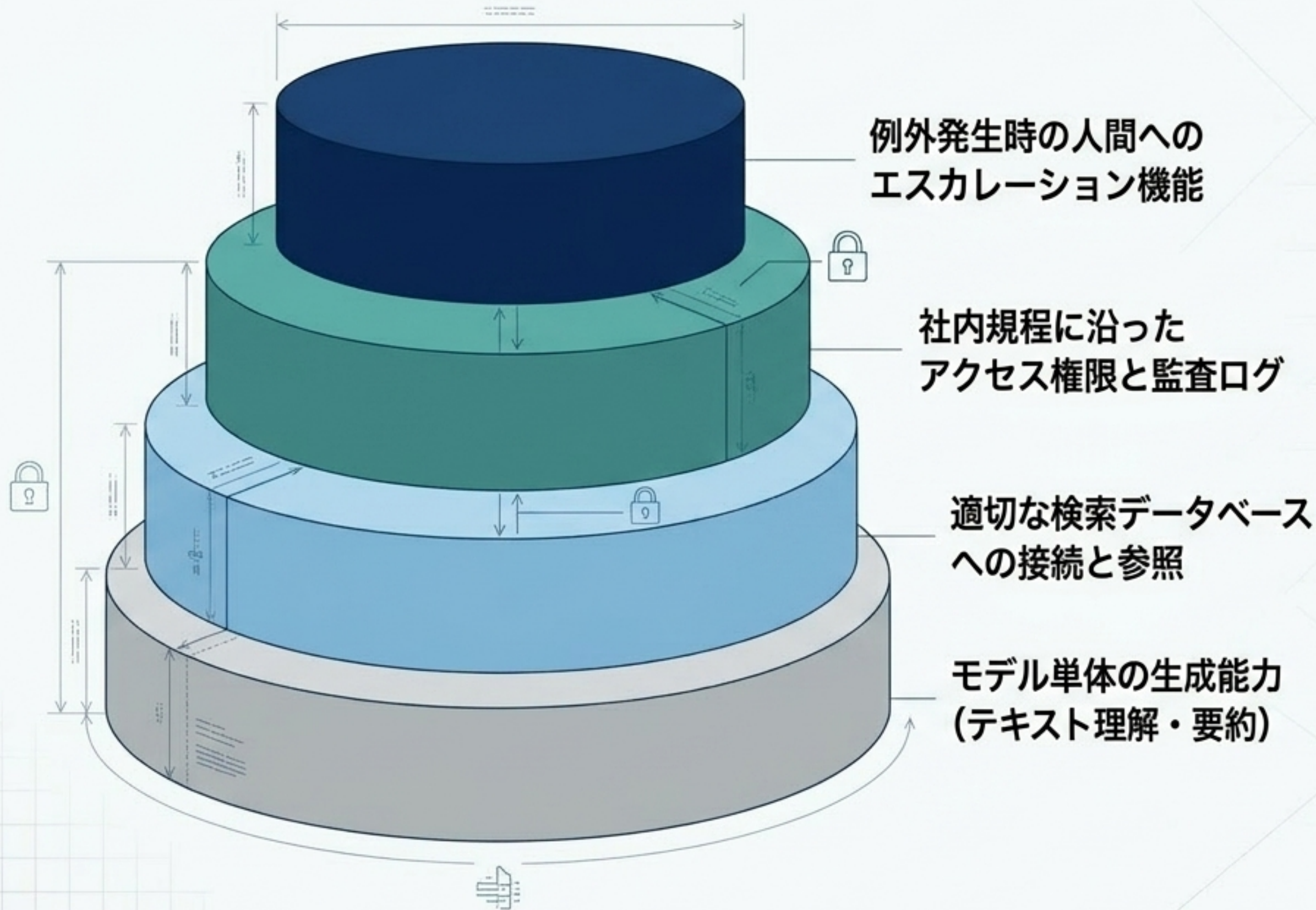
Pillar 2: Trust (信頼醸成)

育てた後に信頼できるか。一度
のテストで諦めるのではなく、
過去案件での検証とプロンプト
改善を繰り返すループ設計。

Pillar 3: Own (責任設計)

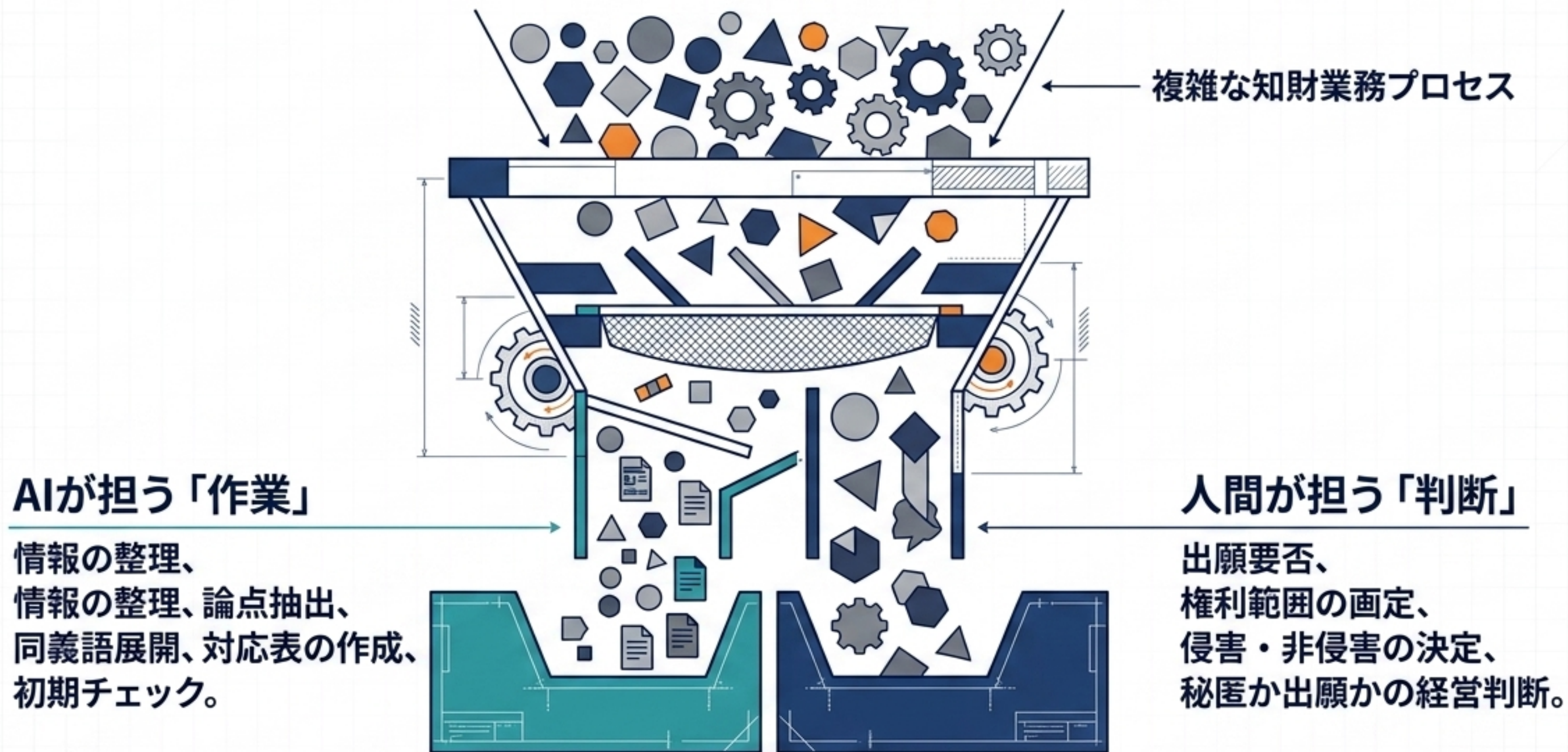
責任を持てる設計か。補助型
と代替型を分け、最終判断
者、承認者、禁止入力情報を
明確化する体制構築。

Can（実行能力）：モデルの文章力ではなく、「実行環境込みの能力」を定義する。



知財における
「できる」とは、
これら全てを満た
した安全な実行環
境が整っているこ
とを指す。

AIの『実行能力』とは、業務を「作業」と「判断」に切り分けることである。



Canを定義するとは、AIに「何をさせるか」だけでなく、「何をさせないか」を決めることである。

Trust（信頼醸成）：知財AIは一度使って評価するのではなく、フィードバックを与えて育てる。

失敗する典型例（静的評価）



成功する業務設計（時間軸を伴う評価）

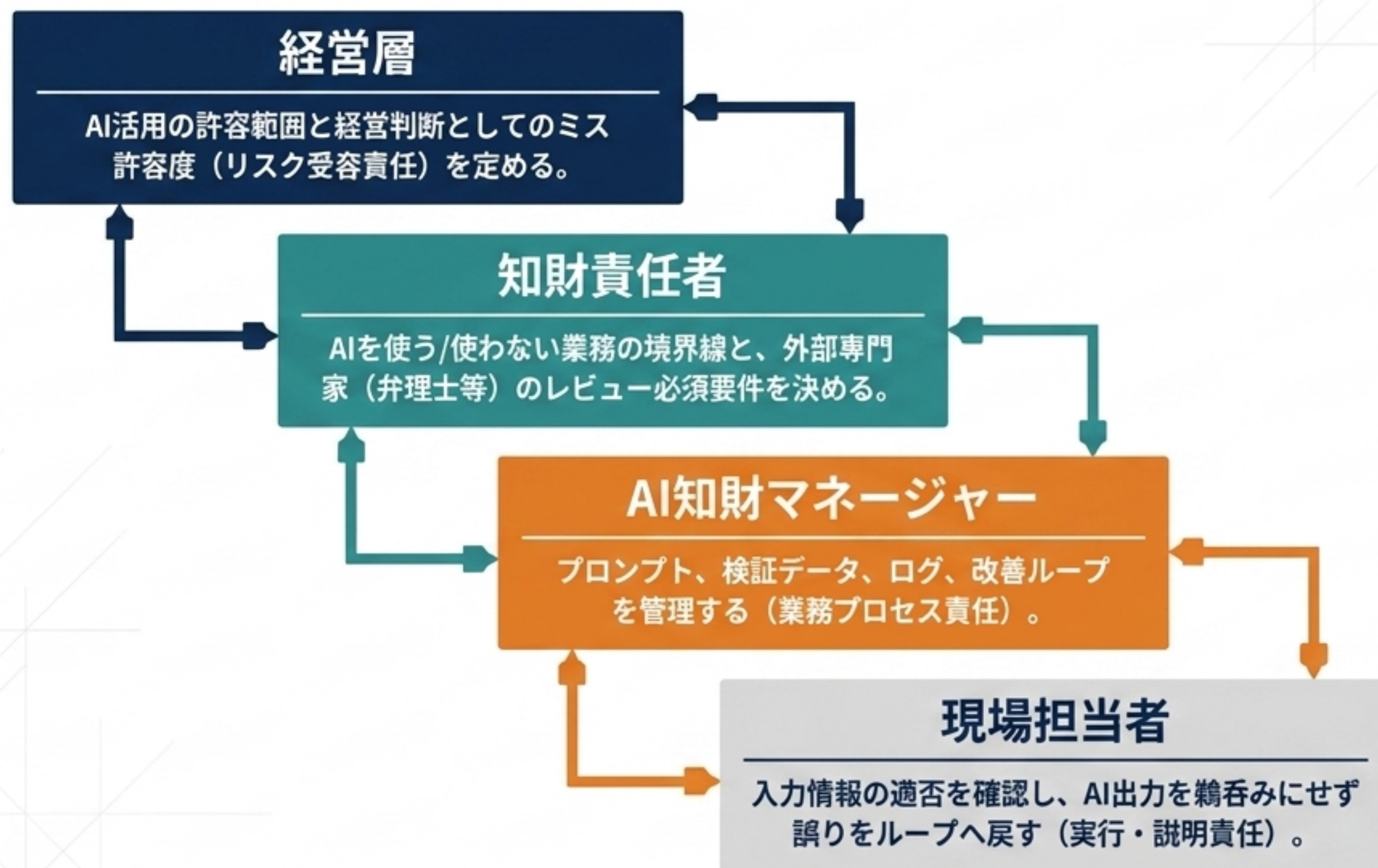
新人の知財担当者を育成するように、
過去案件、判断基準、レビュー観点を
AIに学習させ続ける。



信頼は静的な状態ではなく、5つのステップからなる「ループエンジニアリング」で構築される。



Own（責任設計）：システム導入前に、法的責任・説明責任・情報管理の所在を明確にする。



経済産業省ガイドラインに基づく、AI利用形態の二類型と移行リスク。

補助／支援型 AI

- 人間の判断を支援する。
- 出力はあくまで「参考情報」。
- 最終判断は人間。
- ルール整備（そのまま外部提出しない等）で対応可能。
- ルール整備（そのまま外部提出しない等）で対応可能。

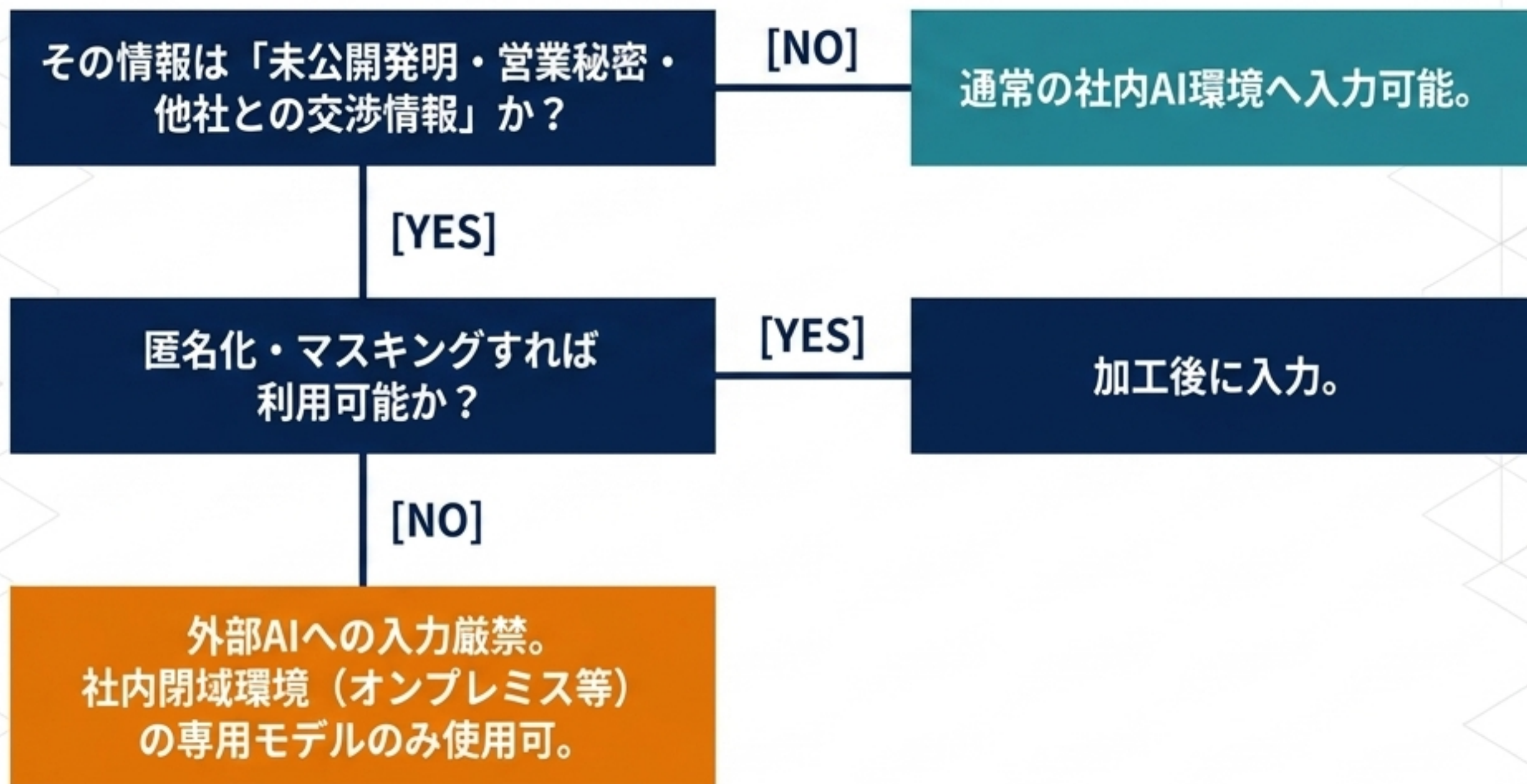
依拠／代替型 AI

- 人間の判断や行動を代替する。
- AIが自動でクレーム確定や拒絶対応を行う。
- 責任設計が一気に重くなる。
- AIが自動でクレーム確定や拒絶対応を行う。
- 責任設計が一気に重くなる。

Strategic Directive (2026年4月经産省手引き準拠):

知財業務では、低リスク業務において「補助型」としてTrustを育てた後、段階的に一部「代替型」へ移行する順序が妥当である。

現場の善意が情報漏えいに直結しないための、 入力情報のトリアージフロー。



権利化プロセスにおけるAIの活用レベルと、 人間が担保すべき最終判断の境界線。

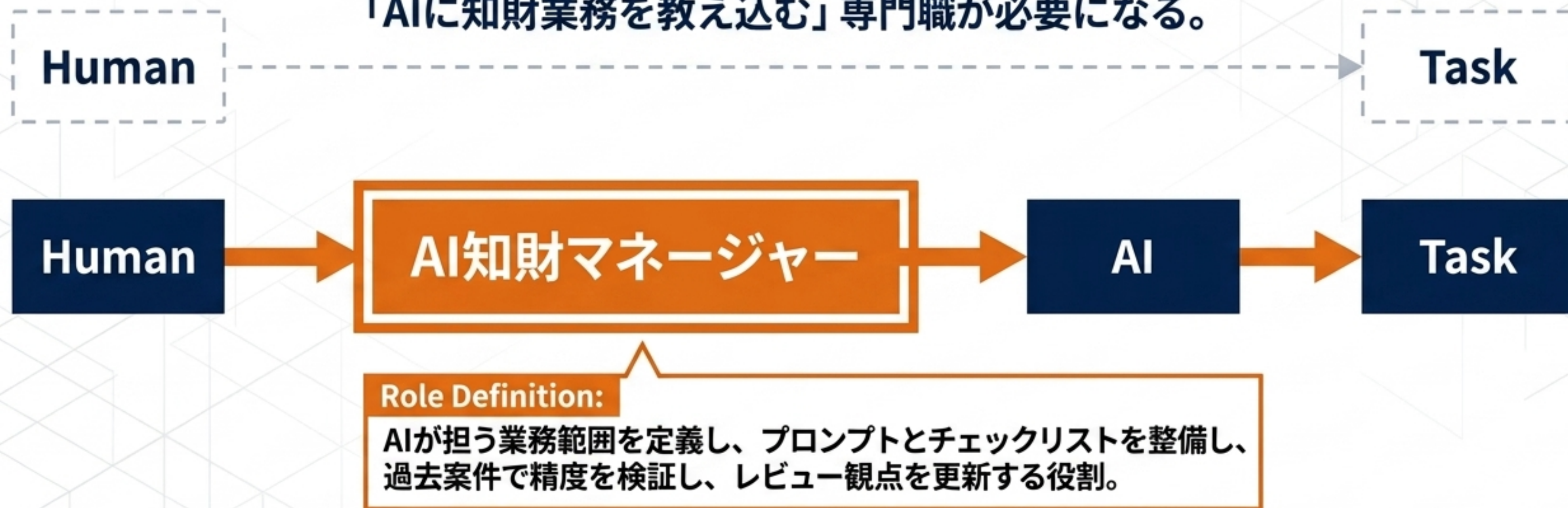
業務	AIが担う「作業」	vs	人間が担う「判断」	推奨レベル
発明提案書整理	課題・解決手段・実施例抽出		発明の本質把握、出願要否	補助向き
先行技術調査	同義語展開、分類候補、 文献要約		重要文献の見落とし確認、 調査打ち切り判断	補助＋確認
特許明細書作成	背景技術、実施例、 用語統一		独立請求項、権利範囲、 実施可能要件	高度確認必須
中間処理	拒絶理由分析、 反論候補、補正方向		補正の最終判断、 意見書の法的構成	高度確認必須

リスク評価と契約交渉プロセスにおける、 AIの限界と専門家レビューの必須ポイント。

業務	AIが担う「作業」	vs	人間が担う「判断」	推奨レベル
商標調査	読み方、類似語、 海外含意、初期リスク		類否判断、採用可否、 ブランド戦略	補助向き
知財契約	成果帰属、抜け漏れ確認		交渉方針、リスク受容、 相手方との力関係	補助向き
侵害予防調査	関連特許抽出、 クレームチャート下書き		侵害・非侵害判断、 事業継続可否	専門家確認必須
無効資料調査	候補文献抽出、 構成要件対応表		証拠価値、組み合わせ論理、 無効主張採否	専門家確認必須

新たな知財組織の要：「AI知財マネージャー」の台頭。

AIに業務を丸投げするのではなく、
「AIに知財業務を教え込む」専門職が必要になる。



今後の知財部門では、特許法や商標法を知るだけでなく、
自社固有のクレーム設計思想や過去案件のノウハウをAIに翻訳できる人材の価値が最大化する。

結論：強い知財部門は、AIを使うのではなくAIを育てる。

知財業務へのAI導入で問うべきは、「AIを信じてよいか」ではない。
「AIを信頼できる状態まで育てる仕組みを持っているか」である。

**AIに知財業務を任せる時代ではない。
AIを自社の知財業務に合わせて
「育てられる知財部門」が強くなる時代である。**